

平成 2 2 年

第 2 回志賀町議会定例会

会 議 録

志 賀 町 議 会

平成22年第2回志賀町議会定例会会議録

平成22年6月3日、第2回志賀町議会定例会を志賀町役場議場に招集した。

(午前10時21分 開会)

(出席議員)

- | | | |
|-----|----|-----|
| 1番 | 南 | 政夫 |
| 2番 | 橘 | 照茂 |
| 3番 | 下池 | 外巳造 |
| 4番 | 須磨 | 隆正 |
| 5番 | 越後 | 敏明 |
| 6番 | 田中 | 正文 |
| 7番 | 寺岡 | 真貴子 |
| 8番 | 富澤 | 軒康 |
| 9番 | 櫻井 | 俊一 |
| 10番 | 林 | 一夫 |
| 11番 | 松浦 | 恒義 |
| 12番 | 戸坂 | 忠寸計 |
| 13番 | 小田 | 芳治 |
| 15番 | 久木 | 拓栄 |
| 17番 | 山本 | 辰榮 |
| 18番 | 稲村 | 幸雄 |

(欠席議員)

- | | | |
|-----|----|----|
| 16番 | 木村 | 正男 |
|-----|----|----|

(議案説明のため出席した者の職氏名)

- | | |
|--------|------|
| 町長 | 小泉勝 |
| 副町長 | 山王竹夫 |
| 教育長 | 穴田實 |
| 総務課長 | 寺尾隆之 |
| 富来支所長 | 小谷正衛 |
| 企画財政課長 | 新田辰巳 |
| 情報推進課長 | 飯田幸雄 |

税 務 課 長	藤 田 好 博
住 民 課 長	石 川 喜 治
子育て支援課長	狩 野 博
健康福祉課長	藤 沢 憲 雄
生活安全課長	柴 田 一 廣
商工観光課長	裏 秀 和
農林水産課長	吉 村 收 市
建設課参事	坂 本 英 人
上下水道課長	平 野 敏 一
富来病院事務長	高 瀬 清
会計管理者	堤 谷 一 博
学校教育課長	寺 澤 俊 彦
生涯学習課長	中 村 久 明

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	宮 田 貢
書 記	西 清 孝

(議事日程)

- 日 程 第 1 会議録署名議員の指名
- 日 程 第 2 会期の決定
- 日 程 第 3 諸般の報告
- 日 程 第 4 町長提出 報告第1号ないし第15号、議案第78号ないし第84号
並びに諮問第4号及び第5号 (提案理由説明)
- 日 程 第 5 町長提出 諮問第4号及び第5号
(質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日 程 第 6 議会議案 第1号
(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

(開 会 ・ 開 議)

戸坂 忠寸計議長 ただ今から平成22年第2回志賀町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

16番 木村 正男 君から、本日の会議を欠席する旨の届け出がありましたので、ご報告いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

開議に先立ち、去る五月五日にご逝去されました 故 辻 武美議員の安らかなるご冥福を祈り黙祷を捧げたいと思います。

恐れ入りますが、皆様のご起立をお願いします。

黙祷。

(黙 祷)

黙祷を終わります。ご着席ください。

日程第1. 会議録署名議員の指名

戸坂 忠寸計議長 日程に入り、会議録署名議員の指名を行います

本定例会の会議録署名議員に

7番 寺岡 真貴子 君、

8番 富澤 軒康 君を指名します。

日程第2. 会期の決定

戸坂 忠寸計議長 次に、会期の決定を行います。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月15日までの13日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から6月15日までの13日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

戸坂 忠寸計議長 続いて、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第4. 町長提出 報告第1号ないし第15号、議案第78号ないし第84号、並びに諮問第4号及び第5号

(提案理由説明)

戸坂 忠寸計議長 次に、本日町長から提出のありました報告第1号ないし第15号、議案第78号ないし第84号、並びに諮問第4号及び第5号に対する提案理由の説明を求めます。

小泉町長。

小泉 勝町長 はい、議長。

平成22年第2回志賀町議会定例会の開会にあたり、本会議に提案しました案件の概要等についてご説明致します。

さて、先般、気象庁は、6月から8月の3カ月予報を発表し、今春の天候が、冷夏に見舞われた1980年と93年に類似しているという指摘をいたしました。このため、北日本では冷夏になる恐れがあるとの見方を示し「農家は例年以上に、農作物の管理に注意をしてほしい」と呼び掛けています。

当町においても、基幹作物である稲作や、スイカをはじめとする畑作への影響が懸念されますので、今後とも情報収集に努め、適切な対応に努力をしたいと考えております。

一方、内閣府が発表した今年1月から3月期の国内総生産の速報値は、物価の変動を除いた実質GDPが前期に比べ1・2%増え、4四半期連続のプラス成長となり、年間の成長率に換算すると4・9%増と高い伸びを示しています。

政府は「景気の着実な持ち直しが続いていたことを反映している」との見方を示しており、政府の省エネ家電の購入者を対象とした「エコポイント」制度や住宅エコポイント制度など消費を喚起する政策の効果も影響したと思われる。

輸出も、新興国向けの自動車や建設機械など、輸出が好調で国内主要企業の今年3月期決算は、企業自らのコスト削減や徹底したリストラ、更には国内総生産のプラス成長を受け、増収増益や黒字転換見込みが相次ぎ、

世界的な不況からの回復基調が鮮明となったようであります。

しかしながら、地方においては、まだまだ景気回復の実感がつかめない現状が続いていると言わざるを得ないと考えております。

今後も更なる景気回復施策の浸透に注視して参りたいと考えております。

昨日、能登有料道路を含め県内有料道路3路線の無料化時期を平成25年4月に前倒しするとの知事の記者発表がありました。

能登有料道路については、無料化までの間、これまでの横田料金所に加え、上棚矢駄料金所も地域住民を対象に実質無料化して、全て500円以内で利用が可能になります。

これにより、能登有料道路を生活道路として利用する地域住民の負担が軽減されるとともに、能登地区への交流人口の増加が大いに期待されるものであります。

一方、無料化までの間の料金軽減分に対しては、地元にも応分の財政負担が生じるものと思われませんが、今後、県当局からの説明を待って、議会の皆様には詳細をお示ししたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

さて、合併以来進めてまいりました「西山台定住促進住宅地造成事業」もいよいよ4月から土地の売買契約をはじめました。すでに32件の売買契約を終え、現在、22件の住宅建築が進んでいるところであります。今後、早期に住宅建築が進む事を熱望しているところであります。

次に今年度の新たな施策であります、町民目線によるまちづくり事業を、町民自らが考え、提案し実践するための「まちづくり委員会」を、去る4月17日に立ち上げております。

なお、委員会は公募による無報酬の委員16人で組織されており、自由な発想と議論の中から、まちづくり事業をご提案いただき、所管課で予算化をし、事業を実施していきたいと考えております。

先般の委員会では、各委員からまちづくりについてご提案をいただき、今後は、事業の具現化に向けた調整、協議が行われますが、斬新な企画で誰もが住みたいと思える地域づくりにつながることを期待しております。

もちろん、事業の実施にあたっては、議会の皆様に提案内容をご説明し、

ご承認をいただくことは言うまでもありませんが、委員の方々にも事業完了後の効果の検証まで関わっていただきたいと思っています。

更に、懸案の「志賀地区における統合小学校建設事業」につきましては、昨年度に引き続き、去る5月29日に検討委員会を開催しました。

今後は、出来るだけ早期に教育委員会からの具申をいただいた上で統合の方向付けが整いましたら、議会の皆様と協議を進めていきたいと考えております。

議員の皆様も既にご承知のように、先日、トキが志賀町にもやってきました。私は直接見るができなかったのですが、映像を見せてもらいました。とき色と言われるやさしい桃色が見事でありました。

翼を広げないとあの色は見えないのをはじめて知ることもできました。

できれば、トキにも志賀町に定住してもらいたいと願うのは私だけではないと思います。

いずれにいたしましても、今後も「将来に渡って、安心して住み続けられる、魅力的で笑顔があふれるまちづくり」を目指し、平成22年度の事業をひとつひとつ丁寧に推し進めて参りたいと考えております。

さて、本定例会に提案申し上げ、御審議いただく案件は、平成21年度の各会計の補正予算及び条例の一部改正に係る専決処分の報告が15件、平成22年度の2会計の補正予算及び条例の一部改正等の議案が7件、人権擁護委員の任期満了に伴う同委員の推薦につき意見を求める諮問が2件の合計24件であります。

以下、その大要につきまして御説明申し上げます。

まず、報告第1号から報告第11号までは、平成21年度の各会計に係る事業費の確定及び精算等に伴う補正予算であり、いずれも本年3月31日に専決処分しましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第1号、専決処分の承認について（平成21年度志賀町一般会計補正予算（第5号））については、歳入歳出予算にそれぞれ6,970万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ154億5,956万6千円としたものであります。

報告第2号、専決処分の承認について（平成21年度志賀町国民健康保険特別会計補正予算（第4号））については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ8,987万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億5,708万1千円としたものであります。

報告第3号、専決処分の承認について（平成21年度志賀町老人保健特別会計補正予算（第3号））については、歳入歳出予算の総額にそれぞれ207万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,098万3千円としたものであります。

報告第4号、専決処分の承認について（平成21年度志賀町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1,526万2千円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億9,211万7千円としたものであります。

報告第5号、専決処分の承認について（平成21年度志賀町農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号））については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ785万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億2,569万2千円としたものであります。

報告第6号、専決処分の承認について（平成21年度志賀町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号））については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ4,255万1千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ13億8,849万2千円としたものであります。

報告第7号、専決処分の承認について（平成21年度志賀町地域し尿処理施設整備事業特別会計補正予算（第3号））については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ216万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,115万7千円としたものであります。

報告第8号、専決処分の承認について（平成21年度志賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号））については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ127万7千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,700万9千円としたものであります。

報告第9号、専決処分の承認について（平成21年度志賀町介護保険特別会計補正予算（第3号））については、歳入歳出予算の総額からそれぞ

れ3, 296万4千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億6,966万8千円としたものであります。

報告第10号、専決処分の承認について（平成21年度志賀町立診療所事業特別会計補正予算（第2号））については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ140万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億6,490万2千円としたものであります。

報告第11号、専決処分の承認について（平成21年度志賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第4号））については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ974万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,120万円としたものであります。

報告第12号から報告第15号までについては、いずれも地方税法等の改正に伴う適用条項の改正で、いずれも3月31日付けで専決処分させていただきましたので、議会に報告し、承認をお願いするものであります。

報告第12号、専決処分の承認について（志賀町税条例の一部を改正する条例）については、町たばこ税の税率を1千本あたり3,298円から4,618円に引き上げることを主に所要の改正を行ったものであります。

報告第13号、専決処分の承認について（志賀町都市計画税条例の一部を改正する条例）については、平成21年度固定資産の評価替えに伴う宅地等に係る税負担の調整措置を引き続き実施することについて所要の改正を行ったものであります。

報告第14号、専決処分の承認について（志賀町過疎地域自立促進のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例）については、過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、課税の特例が1年間延長されたことにより所要の改正を行ったものであります。

報告第15号、専決処分の承認について（志賀町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）については、国民健康保険税の医療分及び後期高齢者支援金分の課税限度額の引き上げや、倒産や解雇などにより失業した人の国民健康保険税の軽減措置を行うにあたり所要の改正を行ったものであります。

次に、議案第78号、平成22年度志賀町一般会計補正予算（第1号）については、平成20年度から整備を進めておりました防災拠点施設の事業完了に伴う北陸電力株式会社からの事業費の一部負担並びに国の施策及び県の6月補正予算に盛り込まれる予定事業である「緊急雇用創出事業（民間提案プラン）」など、必要な事業費を追加するため、その所要額の補正を行うもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2億2,460万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ126億4600万円とするものであります。

議案第79号 平成22年度志賀町立富来病院事業会計補正予算（第1号）については、国保特別調整交付金4千万円を財源として、現在稼働しているオーダーリングシステムをフルオーダー化し、さらには、看護支援システムを導入して診療業務の効率化を図るもので、資本的収支では収入で4,000万円、支出で4,772万6千円を追加するものであります。

議案第80号、志賀町職員の育児休業等に関する条例及び志賀町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律の施行に伴い、職員が育児休業等を容易に取得することができ、意欲的に職務に取り組むことができる勤務環境を整備するにあたり、関係条例について所要の改正を行うものであります。

議案第81号、志賀町職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、給与を受けながら職員団体のためにその業務を行い、又は活動することができる期間に「時間外勤務代休時間」を追加するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第82号、志賀町放課後児童クラブ設置条例の一部を改正する条例については、これまで旧富来小学校施設内に設置してまいりました放課後児童クラブが、昨年の耐震診断結果で大規模地震では危険性の高い建物であると診断されたことに伴い、児童の安全を確保するため、旧西海小学校へ移転するにあたり、所要の改正を行うものであります。

議案第83号、志賀町立図書館条例の一部を改正する条例については、志賀町立図書館の開館時間について、現状と合わせるため、関係する条文

について所要の改正を行うものであります。

議案第84号、字の区域の変更及び小字の区域の廃止については、志賀町定住促進住宅地造成事業第2工区の工事の結果、従前の字界が判別できなくなったことから、道路等による字界を新たに設置する必要が生じたため、従前の字である西山及び末吉の一部を西山台一丁目に変更するものであります。

次に、諮問第4号及び第5号については、志賀町人権擁護委員2名の任期が平成22年9月30日で満了するため、法務大臣にその候補者を推薦するにあたり、議会の意見を求めるものであります。

諮問第4号については、志賀町日下田の「三沖 博」氏を、諮問第5号については、志賀町西海風無の「大野 堯」氏をそれぞれ再任いたしたく、議会の意見を求めるものであります。

以上、本定例会提出案件24件についての概要説明を終わらせていただきますが、詳細につきましては、議事の進行に従い、私又は関係職員が説明にあたりますので、議員各位におかれましては、何とぞ慎重なる御審議のうえ、適切なる御決議を賜りますようお願い申し上げます。

以上であります。

すいません。7ページであります。下から4行目126億460万円とするものと。読み間違えてたそうなので、訂正をいたします。

戸坂 忠寸計議長 説明を終わります。

日程第5. 町長提出 諮問第4号及び第5号

(質疑、委員会付託、討論、採決)

戸坂 忠寸計議長 続いて、町長提出 諮問第4号及び第5号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

お諮りします。

以上の各件は人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

異議なしと認めます。

したがって、以上の各件は直ちに採決することに決定しました。

(諮問第 4 号及び第 5 号 採 決)

戸坂 忠寸計議長 各件の採決は、起立によって行います。

まず、諮問第 4 号を採決します。

本件について議会として、志賀町日下田イの 1 0 8 番地 三沖博氏の人権擁護委員の推薦につき、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(起立 16名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員。

したがって、本件については、議会の意見は適任とすることに決定しました。

次に、諮問第 5 号を採決します。

本件について議会として、志賀町西海風無ヲの 5 1 番地 大野堯氏の人権擁護委員の推薦につき、適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(起立 16名)

戸坂 忠寸計議長 起立全員。

したがって、本件については、議会の意見は適任とすることに決定しました。

日程第 6. 議会議案 第 1 号

(提案理由説明、質疑、委員会付託、討論、採決)

戸坂 忠寸計議長 次に、議会議案第 1 号 稲村 幸雄君 他 3 名から提出のありました、志賀町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案の提出者から提案理由の説明を求めます。

18 番 稲村 幸雄君

稲村 幸雄議員 議会議案第 1 号志賀町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例につ

いて提案理由の説明をさせていただきます。

提出者は、志賀町議会議員 稲村 幸雄。賛成者は、志賀町議会議員 松浦 恒義、同じく林 一夫、同じく小田 芳治であります。

平成20年9月17日に制定されました本条例であります。政治倫理審査会が設置された際の委員報酬について定められていないため、今回、条例の一部を改正し、委員報酬を定めるため、議案を提出するものであります。

委員報酬の額については、町の行政委員、他市町の政治倫理審査会の委員報酬の額を参考にしながら、その職責の重要性を鑑みて、委員のうち、学識経験者は日額12,000円、議会議員は日額8,600円と定めようとするものであります。

議員各位には、ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

戸坂 忠寸計議長 説明を終わります。

お諮りします。

本案は、事理明白につき、この際、質疑、委員会付託、及び、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決定しました。

これより、採決します。

本案は原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

異議なしと認めます。

よって、本案は、可決されました。

(休 会)

戸坂 忠寸計議長 続いて、休会の件について、お諮りします。

議案調査等のため、明4日から7日までの4日間、休会したいと思います。

す。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

戸坂 忠寸計議長 異議なしと認めます。

よって、明4日から7日までの4日間、休会とすることに決定しました。

次回は、6月8日午前10時から会議を開きます。

本日は、これで散会します。

(午前10時46分 散会)

議 長 報 告

1. 議長報告第11号

入札結果報告について

(平成22年 3月18日 5件)

(平成22年 3月24日 3件)

(平成22年 5月 6日 8件)

(平成22年 5月12日 13件)

(平成22年 5月25日 10件)

2. 議長報告第12号

例月出納検査の結果について

(平成22年3月24日、平成22年4月30日実施分)

3. 議長報告第13号

議員派遣の決定について

4. 議長報告第14号

繰越明許費計算書について

5. 議長報告第15号

法人の経営状況について

- ① 志賀町土地開発公社
- ② 社団法人志賀町公共施設等管理公社
- ③ 有限会社フローリィ
- ④ 株式会社富来観光産業振興公社

6. 議長報告第16号

陳情について

- ① 核兵器の廃絶と恒久平和実現に関する意見書の決議について
- ② 「ヒロシマ・ナガサキ議定書」NPT再検討会議での採択に向けた取り組みを求める意見書について
- ③ 「非核日本宣言のよびかけ」に賛同し、政府に対し意見書の提出を求める意見書について
- ④ 地域間格差を拡大する「地方移譲」に反対し、直角事業の継続と促進を求める要請書について